

平成 1 5 年度環境技術実証モデル事業検討会設置要綱（案）

1 . 設置の目的

「環境技術実証モデル事業」の実施に関する事項について、専門的知見に基づき検討し、
本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、環境技術実証モデル事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 . 調査検討事項

（ 1 ）環境技術実証モデル事業について

事業の全体像

事業の対象とする技術分野

実証試験要領のあり方

実証機関の選定方針

実証結果報告書のあり方

技術データベースのあり方

その他事業の実施に関する事項

(2) 将来的な環境技術実証の手法・体制のあり方について

3 . 組織等

(1) 検討会は、検討員 2 0 名以内で構成する。

(2) 検討会に座長を置く。

(3) 座長は、検討会の事務を総理する。

(4) 検討員は、環境技術実証に関連する学識経験者、有識者等から総合環境政策局長が
委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、総合環境政策局長が委嘱した日から当該日の属する年度の末
日までとする。

(6) 必要に応じ、分野毎に個別具体的な検討を行うワーキンググループ（以下、分野別
WGという。）を設置する。分野別WGが設置された場合には、当該WGの長を本検討会の
検討員に追加する。

(7) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者等をオブザーバー等とし
て参加させることができることとする。

4 . 審議内容の公開等

本検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な

検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をも

たらすおそれがある場合には、座長は検討会を非公開にできるものとする。

5 . 庶務

検討会の庶務は、総合環境政策局総務課環境研究技術室において処理する。